

板橋区地域保健福祉計画 地域でつながるいたばし保健福祉プラン 2025

「実施計画 2025」(素案) に対するパブリックコメントと区の考え方

◎ 募集期間：令和3年11月20日(土)～令和3年12月12日(日)【23日間】

◎ 件数：46件・22人(持参5人、郵送2人、メール9人、Web提出6人)

No.	項目	意見の概要	区の考え方
1	計画全般に関すること	計画の中に出てくる組織・計画の種類が多すぎるので、組織も計画も単純にしてください。計画内の文書の内容や量を整理し、シンプルにしてください。	地域保健福祉計画は、福祉分野の各個別計画の上位計画として策定するため、関連する計画の名称や関連する事業の組織名を明確にさせていただきました。 計画書の内容については、できるかぎり精査し、コラムを入れるなど、読みやすい記述に努めました。
2	計画全般に関すること	計画の前提として現状の評価、課題の分析が欠けています。 とくに相談支援については、現状が分野ごとの体制整備に著しく不均衡があることが指摘できます。高齢分野では19か所の地域包括支援センター、障がい分野では、基幹相談センターが1か所、発達障がい者支援センターが1か所となっており、いずれも包括支援体制1か所規模の体制しかありません。基幹相談支援センターが1か所というのは、板橋区規模の自治体では少なすぎます。 「複合的な課題を持つ世帯への連携した支援」以前に支援がまったく展開されない分野の支援体制の整備が急がれます。	地域保健福祉計画は、福祉分野の各個別計画の上位計画として策定するため、各分野の相談支援については、個別計画において検討していくこととしています。障がい分野における現状分析につきましては、「板橋区障がい者計画 2023・障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)」で記述させていただいております。ご指摘のとおり、障がい分野に関して、包括的な相談を実施する機関が少ないことも課題と認識しているところです。一方で、区内に複数ある相談支援事業所をはじめ、関係機関との連携を強化し、複合的な課題を持つ障がい者の支援につなげていく環境を整備していくことも重要であると考えています。引き続き、関係機関との連携を含め、支援体制の充実について検討を進めてまいります。
3	計画全般に関すること	「いたばし保健福祉プラン 2025」は従来の保健・福祉分野の個別計画等の上位計画として位置づけられています。が、「若者への支援」「重層的支援」等従来から取り組みが弱く、遅れている分野に対してスピード感のない、期待が持てない計画になっていると感じます。上位計画だからこそ下位の各種計画をリードする基本理念や力強いビジョンを提示し、短期的に力強く「いたばしNo1実現プラン2025」につなげていく具体的な方向性を提示すべきであると考えます。	本計画では、地域共生社会の実現に向けて、「いたばしNo.1 実現プラン2025」との連携を図りながら、3つの基本理念、9つのビジョンを示し、地域福祉の推進を進めてまいります。各施策については、個別計画等において具体的な内容を提示することとしており、本計画では、共通した項目を反映させることにしています。 特に、複雑化・複合化した課題に対応するため、包括的な支援体制の構築を計画の軸として推進していきます。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
4	計画全般に関すること	「板橋区地域福祉活動計画」における検証・分析も踏まえた「実施計画2025」素案として提示してください。	社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画についても次年度以降の計画を検討しております。本計画とは補完補強しあう関係でもあり、両計画の持つ特性を踏まえつつ、連携した内容として提示していきます。
5	計画全般に関すること	「実施計画2025」を策定後、生活圏域ごとに住民向けの「内容の説明会」を開催してください。「実施計画2025」は、区民にとって、日々の生活をして行くにあたって、生活に直結した重要な施策の一つであります。多くの区民に周知して理解して貰う必要があります。従来の「広報いたばし」や「区のホームページ」で広報しても、果たしてこの「実施計画2025」を読み取り理解する区民がどれくらいいるのか疑問です。 説明会にはその地域の住民はもちろん、その地域の活動主体の方々(素案p60～p62に記載されている民生委員・児童委員、町会・自治会等の方々)が参加されて開催して頂き、参加した区民の方々の意見や生の声を真摯に聴いて頂き、この計画の実施推進に活かしていただきたいです。	計画については、広報や区ホームページの掲載等を通じ周知を行っているところですが、地域の活動主体の方々に、より広く内容を知っていただけるよう今回は、パブリックコメントの実施にあたりまして、地域センターでも資料が閲覧できるようにいたしました。策定後も、周知の機会やご意見を頂く方法を工夫していきます。
6	計画全般に関すること	他政策との連携を考えた3つの理念を中心とする合理的な体系となっている点が、良い点です。合理的で総合的な政策の体系により、他の様々な政策分野とバランスよく連携できる保健福祉政策の実施が図られています。	計画の基本理念にご理解をいただきありがとうございます。 地域共生社会の実現をめざし、計画に記載した取組を着実に進めてまいります。
7	第1章 板橋区地域保健福祉計画の基本的な考え方	5 ページの「地域生活課題」の説明は、改正社会福祉法第4条にもとづいて説明されているが、より正確に伝えるためには「地域社会を構成する一員としての住民」を加筆すべきです。 地域社会から孤立することなく、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるための各般の課題に対して取り組む計画であることを明記すべきです。	「地域生活課題」については、社会福祉法第4条第3項にもとづく地域生活課題の規定により説明させていただきました。あわせて、同法第4条第2項に規定されている「地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される」ことにつきまして追記をしました。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
8	第3章 実施計画 2025	P29 の支え合いの基盤となる「自助」「共助」「互助」「公助」の連携について、共助と互助の違いがわかるように定義を明確にさせていただくとともに、あえて互助を加えた意図の説明をお願いします。	「共助」も「互助」も相互に支え合うという意味では共通ですが、「互助」は自発的な地域住民などによる支え合いとして、「共助」は社会福祉法人やNPO、企業など多様な主体が相互に連携して取り組むという観点から整理させていただきました。「互助」につきましても、支え合いの基盤づくりに必要であることから表現しました。
9	第3章 実施計画 2025	「自助」「共助」「互助」「公助」の順番でよろしいですか。	支え合いの基盤の成り立ちにより、ご指摘を踏まえ、「自助」「互助」「共助」「公助」の順番に記載を修正します。
10	第3章 実施計画 2025	「家庭」「世帯」の用語の使い方は適切ですか。 「当事者個人やその家族」と同義でしょうか。 34 頁「複合化した課題のある家庭への支援」「ひきこもり家庭への支援」 36 頁「8050 問題など相談者以外にも世帯への対応…」「支援を求めることができない世帯への対応…」「世帯全体の状況…」 37 頁「課題を抱える世帯を早期発見し…」「支援につながらない世帯…」 42 頁「社会から孤立する世帯の問題…」「生活課題を抱えている人や世帯を早期に発見…」「福祉サービスを受給していない世帯などが…」	「家庭」は、一般的に、夫婦や親子など血縁関係でつながった人たちが生活を共にしている状況を意味しますが、「世帯」は、生計を共にしている集団を意味し、血縁関係のない方も生計を共にしていれば世帯に含まれます。 文中の表記については、このような観点から見直しをさせていただきました。
11	第3章 実施計画 2025	コロナ禍では「集う」ことに注意が必要ですが「集う」場所の設定が急務です。高齢者や子育て中の若いママが気軽に立ち寄れおしゃべりができる場があると、情報交換や交流が生まれ、高齢者にとっては生きがいに繋がり、子育て中の若いママにとっては癒しの場となります。 空き家を区が借り上げ、地域の人々が集い交流できる場所を整備し、そこを公の支援の場にしてください。	高齢者や子育て中の方が気軽に立ち寄ることができる居場所の整備は、住民同士の顔の見える関係性を構築するうえでも、大変重要であると認識しています。 地域の居場所として地域資源の把握に努めるとともに効果的な活用を検討していきます。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
12	第 3 章 実施計画 2025	AI(人工知能)を中心とした次世代技術の総合的な活用を希望します。	地方自治体においても AI(人工知能)の導入に向け、動きが活発化してきています。区の重点戦略である DX 戦略ビジョンと呼応し、AI(人工知能)やデータベースの分析など情報技術を活かした新しい支援のあり方を検討していきます。
13	第 3 章 実施計画 2025 ビジョン① 包括的な相談支援体制づくり	一番はおしゃべりが楽しく出来ることで、おしゃべりの中から解決の糸口が必ず見えてきます。 行政では、土・日がつながらず相談したいときに役に立たない事が多いこと、話がたらいまわしにされます。	本計画では、包括的な支援体制の整備を進めてまいります。居場所の確保や包括的な相談支援体制の構築を進め、いただいたご意見のように、より幅広く解決の糸口が見える環境整備に努めていきます。
14	第 3 章 実施計画 2025 ビジョン① 包括的な相談支援体制づくり	「地域福祉コーディネーター」ではなく「コミュニティ・ソーシャルワーカー(CSW)」(専門職)として位置づけてください。	本計画では、東京都地域福祉支援計画の表記にあわせて「地域福祉コーディネーター」といたしました。今後、役割や機能を明確にするなか、「コミュニティ・ソーシャルワーカー」を含め、板橋区での名称を定めていきます。
15	第 3 章 実施計画 2025 ビジョン① 包括的な相談支援体制づくり	CSW は少なくとも区内に 6 圏域に配置してください。	計画素案に記載しましたとおり、まずはモデル地区を選定し、地域福祉コーディネーターを配置してまいります。配置する圏域の数につきましては、実施状況を検証した上で決定してまいります。
16	第 3 章 実施計画 2025 ビジョン① 包括的な相談支援体制づくり	「地域福祉コーディネーター」を生活圏域ごとに早期に配置して頂きたい。 コーディネーターに望むことは、第一に担当区域の実態把握です。担当区域の民生委員・児童委員・町会・自治体等と連携して区民とのコミュニケーションを図りながら、区民の話をよく聴くことが出来る人、そして区民と信頼関係が築ける人	地域福祉コーディネーターをモデル配置し、実施状況を検証した上で、配置圏域を決定いたします。 ご意見のとおり、地域福祉コーディネーターは、社会福祉の基礎的知識のほか、担当区域の実態把握や関係機関との連携、区民との信頼関係を築けることが重要であると認識しています。 いただいたご意見については、今後の参考にさせていただきます。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
17	第3章 実施計画 2025 ビジョン① 包括的な相談支援体制づくり	高齢障がい者の支援に対して、障がい福祉サービスと介護保険サービス両方に通じている相談窓口がありません。地域福祉コーディネーターの役割を、単に専門機関に繋げるとするのではなく、すべての福祉サービスに通じたコミュニティー・ソーシャルワーカーとして育成し配置してください。そして高齢障がい者など横断的な問題には中心的な役割が果たせるような権限と責任を持たせてください。	地域福祉コーディネーターは、専門機関に繋げるコーディネート機能以外に、複雑化・複合化した課題など必要に応じて関係機関との調整を行い、チームアプローチによる伴走型の支援を進めていくことを考えています。権限については、役割について整理するなかで決めてまいります。
18	第3章 実施計画 2025 ビジョン① 包括的な相談支援体制づくり	地域福祉コーディネーター（CSW）の具体的な内容（支援の中身）や規模・予算などが素案からはみえてきません。「モデル配置により実施状況を検証し・・・」と書かれていたので、モデル事業が求められている事業になっていくのか注目していきたいです。	地域福祉コーディネーターについては、大きく3つの役割を計画ではお示しさせていただきました。地域との関係性が重要であると考えていますので、モデル事業としての実施状況を検証した上で適正な規模における配置や具体的な機能を検討してまいります。
19	第3章 実施計画 2025 ビジョン① 包括的な相談支援体制づくり	38 ページの「相談支援体制のイメージ図」の「日常生活圏域でのネットワーク」に学校や保育園（教師や保育士）が図に示されていないことに違和感を感じます。日常生活圏域で困りごとや異変などに気づく場所・人の筆頭は、学校や保育園（教師や保育士）ではないかと思えます。区との連携はすでにあると思えますが、区として位置づけることで、区内での相談支援を担う専門家になってほしいです。	38 ページの日常生活圏域でのネットワークは団体名を例示させていただいたもので、このほかにも地域で活動されている団体もあるかと思えます。学校や保育園については、ご指摘の通り、相談を受けとめる場として機能していますので、相談窓口の子ども分野の欄に追記させていただきました。
20	第3章 実施計画 2025 ビジョン① 包括的な相談支援体制づくり	38 ページの「板橋区版包括的な相談支援体制のイメージ図」のなかで、新たな役割として設定される「地域福祉コーディネーター（CSW）」の機能が大変重要なポジションにあると思っています。モデル配置により、実施状況を検証していくとのことですが、イメージ図では何処にも属さない独立的存在としての表記となっており、「どこ」の「誰」がどのようなスキルを持って、また政策的バックアップ（委託・補助など）のもとで業務することになるのかイメージができず、「絵に描いた餅」にならないか懸念しています。	イメージ図での地域福祉コーディネーターは、日常生活圏域、相談窓口いづれにも関与する機能を持っているため、その中間に配置したところです。社会福祉に関する見識を持つことはもとより、地域とのつながりを大事にする人材を想定しています。区としての施策であるため、経費面でもバックアップしてまいります。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
21	第3章 実施計画 2025 ビジョン① 包括的な相談支援体制づくり	38 ページの「板橋区版包括的な相談支援体制のイメージ図」の中に記載がある「(区役所内)相談窓口」「社会福祉協議会」「生活支援コーディネーター」「地域包括支援センター」などといった機能においても、「CSW」機能と同様の役割が含まれることになるので、そうした機能とのすみ分けや体制上での関係性などにイメージ設定がなされていないことも、地域・現場での混乱の観点で懸念されます。計画の中にこれらの懸念事項について具体的に言及し、提示いただきたいと思えます。	38 ページの「板橋区版包括的な相談支援体制のイメージ図」の中に記載をしている各種相談窓口や「社会福祉協議会」「生活支援コーディネーター」「地域包括支援センター」などにおいても、個々の機能に応じた対応を行うほか、関連する機関と連携してまいりました。 今回設置する地域福祉コーディネーターは、どこに相談したらよいかわからない困り事や制度の狭間で課題を抱える世帯、社会的に孤立している世帯など、これまで潜在化して相談につながらなかった方への支援をシステムの整備していくことを考えています。 ご意見にもあるように、地域福祉コーディネーターの配置により地域・現場での混乱が生じないように関連機関との調整や設置の方向性を明確にして取組を進めてまいります。
22	第3章 実施計画 2025 ビジョン① 包括的な相談支援体制づくり	素案37ページ及び38ページの「包括的な相談支援体制の構築」を実現するための取組は、緊急性のある最優先課題としてスケジュールや推進体制を提示する必要があるのではないのでしょうか。	包括的な相談支援体制を構築していくには、相談窓口の連携強化や地域住民が社会参加できる地域づくりなど、段階的な準備や推進体制の確立が必要となります。関係機関と連携、調整する中、スケジュールをお示ししていきます。
23	第3章 実施計画 2025 ビジョン① 包括的な相談支援体制づくり	「重層的支援体制整備事業」について、板橋区として実施するかどうかはつきりしません。国の交付金は積極的に受けていくべきでしょう。	本計画の実施期間(令和4年度～令和7年度)において財源や実施体制も勘案しながら「重層的支援体制整備事業」の交付金を活用していくか検討してまいります。また、重層的支援体制整備事業とは別に、必要となる経費については国や都の補助金等を活用してまいります。
24	第3章 実施計画 2025 ビジョン① 包括的な相談支援体制づくり	37ページにおいて「地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境整備」と記載されていますが、そのために最も大切と思われる地域の住民活動の拠点の整備について述べられていません。地域福祉コーディネーター(CSW)はこうした拠点に配置される必要があります。	イメージ図での地域福祉コーディネーターは地域と相談機関との橋渡しとなる機能であるため、その中間に図示しました。地域の住民活動の拠点となる日常生活圏域においても地域福祉コーディネーターが活動することを想定しています。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
25	第3章 実施計画 2025 ビジョン① 包括的な相談支援体制づくり	現行の「地域支え合い会議」も分野横断的な性格に改組していく必要があります。	いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
26	第3章 実施計画 2025 ビジョン① 包括的な相談支援体制づくり	地域福祉コーディネーターは「モデル事業として試行」とのことで一歩前進ですが、ある程度の規模で展開するとともに、試行であるからこそ区職員のケースワーカー経験者が直接行っていくことが必要だと思います。	地域福祉コーディネーターをモデル配置し、実施状況を検証した上で適正な規模における配置や機能について検討してまいります。 地域福祉コーディネーターが担う役割については、福祉に関する知識や関係機関との調整、地域との連携など一定のスキルが必要となるため適切な人材の配置を検討してまいります。
27	第3章 実施計画 2025 ビジョン③ 地域の生活課題を解決するしくみづくり	ビジョン③「地域の生活課題を解決するしくみづくり」→「地域生活課題を解決するしくみづくり」に修正	ビジョン③の見出しは読みやすさを考慮して、「地域の」とさせていただきます。本文では、社会福祉法の規定に基づいた「地域生活課題」として表現を整理しました。
28	第3章 実施計画 2025 ビジョン③ 地域の生活課題を解決するしくみづくり	44ページ「ひきこもり施策」を充実させてください。「ひきこもり支援センター」を設置し、業務を専門的な経験と実績のある法人に委託してください。	ひきこもり施策については、庁内連携を行い、相談窓口の明確化や情報発信に努めていく必要性を感じています。令和4年4月から、ひきこもり対策担当係長を設置し、ご意見を参考に、支援のあり方を検討していきます。
29	第3章 実施計画 2025 ビジョン③ 地域の生活課題を解決するしくみづくり	44ページ「ひきこもり施策」を「重層的支援体制整備事業」に組み入れ、当事者・家族の課題やニーズに寄り添った適切な支援を図ってください。	ひきこもり施策については、実態を把握し、課題やニーズを検証するなか、支援のあり方や重層的支援体制整備事業の活用など検討してまいります。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
30	第3章 実施計画 2025 ビジョン③ 地域の生活課題を解決するしくみづくり	不登校の小・中学校への支援を充実させてください。 聴覚過敏やその他特性で学校に通えない子の学ぶ権利の保障や一斉休校期間外に授業に参加できる仕組みづくり、ICT 活用を含めその子に合った学び方を認めてください。	地域保健福祉計画は、福祉の各分野における共通事項を定めるものとされています。いただいたご意見については、教育分野の内容と考えられるため、本計画で記載する予定はありませんが、教育分野における施策として、参考とさせていただきます。
31	第3章 実施計画 2025 ビジョン③ 地域の生活課題を解決するしくみづくり	平成 27 年 2 月「子ども・若者育成支援推進法」や 15 歳から 39 歳までに対する板橋区としての支援に対する考え方が提示されていない。素案 65 ページに「学びプレイス」「i-youth」「いたばし若者サポートステーション」がリストアップされているが、民間機関、ボランティア任せになっているのではないのでしょうか。	地域保健福祉計画は、福祉の各分野における共通事項を定めるものとされています。15 歳から 39 歳までに対する板橋区としての支援に対する考え方については、「板橋区子ども・若者計画 2021」にてお示しておりました。また、令和 4 年度より「板橋区子ども・若者計画 2021」を統合した形で、「いたばし子ども未来応援宣言 2025 実施計画 2025」を策定し、具体的な施策を位置付ける予定です。
32	第3章 実施計画 2025 ビジョン③ 地域の生活課題を解決するしくみづくり	発達障がいや精神障がいなどの生きづらさを抱える人に対して、身近な地域で、特性にあった居場所を用意してください。	今後、包括的な支援体制を構築するなか、地域での居場所づくりについては、特性に応じた視点からも検討してまいります。
33	第3章 実施計画 2025 ビジョン③ 地域の生活課題を解決するしくみづくり	発達障がい者支援センターは多くの相談待機者が生ずるなどしており拡充が必要です。	「板橋区障がい者計画 2023」では、発達障がい者への切れ目のない支援の充実に向けて、発達障がい者支援センターの充実を位置づけています。ご指摘の件につきましては、発達障がい者支援センターでの初回面接における相談以降の支援プログラムを工夫することにより、相談待機者の削減に努めるとともに、相談体制のさらなる充実を図ります。
34	計画 2025 ビジョン③ 地域の生活課題を解決するしくみづくり	子ども発達支援センターは多数の相談待機者が存在するだけでなく、「15 歳までを相談対象者として、発達障がい者支援センターとの切れ目のない支援」ができることになっていますが、実際相談はほとんどが就学前児童に限られ相談回数も制限されています。学校などとの環境調整や継続的な支援を行う機能も持っていません。抜本的な改善が求められます。	子ども発達支援センターの施策に限らず発達障がい支援に関わるすべての部署において総合的な視点で役割や機能を強化し、切れ目のない支援体制構築に努めてまいります。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
35	第3章 実施計画 2025 ビジョン③ 地域の生活課題を解決するしくみづくり	強度行動障がい者を支援する強度行動障がい者支援センターを設置してください。	地域保健福祉計画は、福祉の各分野における共通事項を定めるものとされています。いただいたご意見については、「板橋区障がい者計画 2023・障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)」において検討すべき事項となっております。現在、強度行動障がい者支援センターの設置予定はございませんが、事業者向けの研修等を実施し、理解促進を図り、支援の促進につながるよう、今後とも取り組みを進めてまいります。
36	第3章 実施計画 2025 ビジョン③ 地域の生活課題を解決するしくみづくり	強度行動障がい者対応の入所施設やグループホームを早急に整備してください。	「板橋区障がい者計画 2023」では、障がいのある方が安心して暮らせるグループホームなど、多様な生活の場の確保に取り組んでいくこととしています。その検討において、強度行動障がいをはじめとした、重度の障がいをお持ちの方々の生活の場という視点も含め、検討を進めてまいります。
37	第3章 実施計画 2025 ビジョン③ 地域の生活課題を解決するしくみづくり	区立福祉園の民営化を見直してください。最重度の人の切り捨てが目に見えています。入所施設の不足や強度行動障がい者対応のグループホームが整備されていない中、最重度の障がい者が在宅になれば親子で共倒れになります。	本年度策定した「区立福祉園の民営化に関する考え方」では、民営化した場合でも、障がいの重い方が引き続き利用することができるよう、セーフティネットの役割を果たすこととしています。また、障がいの重い方の受け入れを含め、民間の障がい福祉サービス施設の整備を進め、地域の障がい福祉サービス全体の充実を進めてまいります。
38	第3章 実施計画 2025 ビジョン④ 地域の活動主体との協働・連携体制づくり	町会、自治会を計画の軸に入れる場合は、町会・自治会に対しての現状を鑑みてください。町会活動に参加しても同じメンバーで、若いメンバーは増えない。近所付き合いは、挨拶程度でこのような状態では相談などできない。	包括的支援体制を構築するためには、地域住民の力が必要となります。ご指摘の町会・自治会の現状につきましては、課題を整理するなか、活性化に向けて取り組んでまいります。
39	第3章 実施計画 2025 ビジョン⑥ 災害時等に支え合うしくみづくり	災害時の支援体制より。お隣さん確認事業の構築を地域保健福祉計画に盛り込むことを要望します。ヤングケアラー、8050、孤独死、ひきこもり等にも関係するように思います。	いただいた御意見につきましては、災害時の支援体制構築の際の参考とさせていただきます。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
40	第3章 実施計画 2025 ビジョン⑥ 災害時等に支え合うしくみづくり	当初防災課が始めた要支援者手上げ方式の登録制度は、プライバシー保護や防犯の観点からもあまり広まっておらず、それがあつことすら知らない避難困難者も多いです。老化や障がいによって登録がわからない方もいます。名簿が民生委員にも渡るが、指導も指示もなくどうしてよいかわからない民生委員も多いそうです。顔なじみになっておくことが大切なので、行政と民間で介助講習会等を町会回り持ちで行い、オンライン配信するなど提案します。隠れなければ生きにくい方の所在地の把握も必要となります。	手上げ方式で実施しておりました「板橋区要援護者名簿制度」については、現在すべて「板橋区避難行動要支援者名簿制度」に移行しています。板橋区避難行動要支援者名簿制度は、対象となつた皆様にお手紙をお送りする方式をとらせていただいております。避難行動要支援者本人またはその家族等による個人情報の提供について、同意が得られれば名簿に記載することとなっています。今後も制度周知の方法やあり方について検討するとともに、ご提案につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
41	第3章 実施計画 2025 ビジョン⑦ 多様性を認め合う基盤づくり	計画の方向性で地域共生社会の実現をめざしていますとある中で、「障がいのある人もない人もともに生きる条例」を制定してください。	地域共生社会の実現に向けては、いただいたご意見を参考に、今後の施策の参考とさせていただきます。
42	第3章 実施計画 2025 ビジョン⑨ 権利擁護の推進	ビジョン9の権利擁護の推進の「成年後見」についてですが、障がい当事者や家族から相談を受ける「成年後見」への期待は、高齢の方とは内容や意義がすこし違つように感じています。財産管理や法律的なさまざまな権利擁護ということだけではなく、日常生活レベルの権利保障を考えてほしいです。	成年後見制度を含め、障がい者やそのご家族の日常的な生活を支援し、障がい当事者の権利保障につながる取り組みについては、引き続き、関係する機関等とも連携しながら、検討を進めてまいります。
43	第4章 計画の推進と進行管理について	62 ページより、計画の進行管理には、「板橋区地域保健福祉計画推進本部幹事会」「板橋区地域保健福祉計画推進本部」で行つと記載されているが、本計画の素案を作成した「板橋区地域保健福祉計画推進協議会」の委員や、外部の第三者の視点で分析・検証できる人材を含めた常設の進行管理組織を設置すべきと考えます。	本計画の進行管理は、記載のとおり「板橋区地域保健福祉計画推進協議会」において、課題等の意見聴取と行つたうえで「板橋区地域保健福祉計画推進本部幹事会」「板橋区地域保健福祉計画推進本部」において定期的に進捗管理・評価を行つてます。推進協議会の委員は、次期計画策定の際に、計画の進捗状況を報告し、ご意見をいただくため、常設の会議体の設置は予定していません。

No.	項目	意見の概要	区の考え方
44	第4章 計画の推進と進行管理について	生活圏域ごとに「実施計画 2025 の推進委員会」を組成して、年に1回以上「推進委員会」を公開のもとに地元で開催してください。 委員メンバーは素案p60～p62に掲載している区民を始め地域活動主体の方々。(区民は年代別代表者数名)	策定しました地域保健福祉計画につきましては、多様な媒体を通じて、広く周知していきたいと考えています。いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
45	第4章 計画の推進と進行管理について	計画の推進には、この推進委員会でPDCA サイクルを少なくとも年1回実施して、これまで実施した実績と現状を検証して課題の抽出を図ってください。 P(計画)…「板橋区地域保健福祉計画・実施計画 2025」策定済 D(実施)…年度ごとの事業遂行 C(評価)…住民の声・地区の推進委員会・本部の推進協議会・推進本部幹事会等で評価点検し、場合によっては計画の見直しや(新たな取り組み)についても検討してください。また、その評価については常に公開し広報してください。 *この計画のもとで実施した実績に基づき、その事が区民の保健福祉生活に実効性が有るのか無いのか、取り組みが計画に従って進捗しているのかどうか等も検証が必要だと思います。 A(再構築)…事務事業の改善・新規事業の開拓	本計画の進行管理については、「板橋区地域保健福祉計画推進協議会」において、課題等の意見聴取を行い、その結果について「板橋区地域保健福祉計画推進本部幹事会」で検討するとともに、必要に応じ施策の見直しを実施します。 また、「板橋区地域保健福祉計画推進本部」においても進捗管理・評価を行うことで、適切な福祉施策の実施を図り、内容を公開していきます。
46	資料編	資料編では、3つの理念ごとに分かりやすく記載された関連事業の説明があります。これにより、3つの理念をどのような具体的事業で実現していくかが分かりやすく明示されており、良い点です。	計画の内容にご理解をいただきありがとうございます。 資料編で記載している事業につきましては、各個別計画で進行管理を進めてまいります。